

# 高校生等への教育費の支援について【R6年度版】

○家庭の経済状況にかかわらず、すべての高校等への進学を望む生徒が安心して教育を受けることができるよう、高校生等のいる世帯の教育費（授業料や教科書代、PTA費等）を支援する制度（就学支援金、奨学のための給付金、育英資金）が設けられています。

○**これらの支援を受けるには、申請が必要**です。制度の違いを理解していただき、生徒が安心して学べるように活用してください。

	しゅうがくしえんきん <b>就学支援金</b>	しょうがく きゅうふきん <b>奨学のための給付金</b>	いくえいしきん しょうがくきん <b>育英資金（奨学金）</b>
内 容	<b>授業料</b> に充てるため毎月定額を <b>支給</b> ※学校設置者が生徒に代わり受け取り、授業料に充てるため、 <u>生徒本人が直接受け取るものではありません。</u>	<b>授業料以外の教育費</b> （教科書・PTA費等）に充てるため年に1回定額を <b>給付</b> ※新入生で一部早期給付を希望する場合は年に2回給付。 ※指定された口座へ直接給付されます。	教育費に充てるための資金として毎月定額を <b>貸与</b> ※生徒名義の口座へ貸与されます。
返済の義務	<b>なし</b>	<b>なし</b>	<b>あり</b>
世帯の所得の制限	<b>（市町村民税の）課税標準額 × 6% －（市町村民税の）調整控除額</b> で判断	<b>道府県民税・市町村民税所得割額の合算額</b> で判断 ※詳しくは（裏面）をご確認ください。	<b>所得額</b> で判断
	保護者（親権者）全員の合算額 <b>304,200円未満</b> 【4人世帯の目安】年収約910万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご注意ください。	保護者（親権者）全員の合算額 <b>非課税（0円）</b> 【4人世帯の目安】年収約270万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご注意ください。	世帯全員の合計所得額が <b>生活保護基準の2倍以内</b> 【4人世帯の目安】 <b>所得約422～481万円以内</b> ※家族の人数や年齢、働いている人の人数・地域により異なります。
支給額（年額）	118,800円（月額9,900円） ※定時制、通信制は、支給額が異なります。 ※私立は、所得に応じて支給額が異なります。	国公立 32,300円～143,700円 私立 52,600円～152,000円 ※世帯状況及び課程で支給額が異なります。	96,000円～216,000円 （月額 8,000円～18,000円） ※学校区分、通学区分により貸与額が異なります。
申請の時期	4月の入学時 6月～7月頃	7月頃 ※新入生で一部早期給付を希望する場合は5月頃	6月頃（在学募集） 9月頃（予約募集）※中学3年生が対象。

※ 令和6年（2024年）2月時点 変更となる場合があります。

(裏面) 奨学のための給付金用

# 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法について

## 1 道府県民税・市町村民税所得割額とは

道府県民税・市町村民税の税額のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことをいいます。

道府県民税・市町村民税所得割額は、市町村役場が発行する①課税証明書や、会社等にお勤めの方は②特別徴収税額の変更・決定通知書(毎年6月頃に職場で配布)、自営業、農林水産業等の方は③納税通知書(市町村から郵送)でも確認できます。

## 2 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法

① 課税証明書(熊本市の場合) ※様式は各市町村で異なります。

様式第92号 年度 市県民税(所得・課税)証明書①

申請者	住所
氏名	

※以下 証明内容は賦課期日( 年 月 日)現在です。

該年度の1月1日の住所
世帯主

氏名 生年月日	年分の 所得額 (円)	年度市県民税額(円)				年税
		市民税 所得割	市民税 均等割	県民税 所得割	県民税 均等割	
		0	3,500	0	2,000	

【拡大図】

市民税		県民税	
所得割	均等割	所得割	均等割
0	3,500	0	2,000

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したもののほかは無効です。

交付番号

※この証明書には黒色の電子印を使用し、「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ここに記載された金額を確認してください。  
※親権者が2名の場合、それぞれご確認下さい。  
※均等割額は含めません。

道府県民税・市町村民税所得割の  
合算額が  
  
0円の場合  
  
**奨学のための給付金**の対象  
となります。  
  
※家計急変があった場合は、課税があっても対象になる可能性があります。

② 特別徴収税額の変更・決定通知書(熊本市の場合) ※様式は各市町村で異なります。

様式第38号の2

年度 給与所得等に係る市県民税・県民税 特別徴収税額の変更・決定通知書(納税義務者用)	
給与収入	またる給与
給与所得	以外の合算
その他の所得	所得区分

【拡大図】

市		県	
税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤
所得割額⑥	0	所得割額⑥	0
均等割額⑦		均等割額⑦	3,500

※家計急変があった場合は、課税があっても対象になる可能性があります。

# 高等学校等就学支援金等

令和6年度予算額（案） 4,090億円  
（前年度予算額 4,129億円）

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,063 億円  
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円  
高等学校等就学支援金事務費交付金 26 億円



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

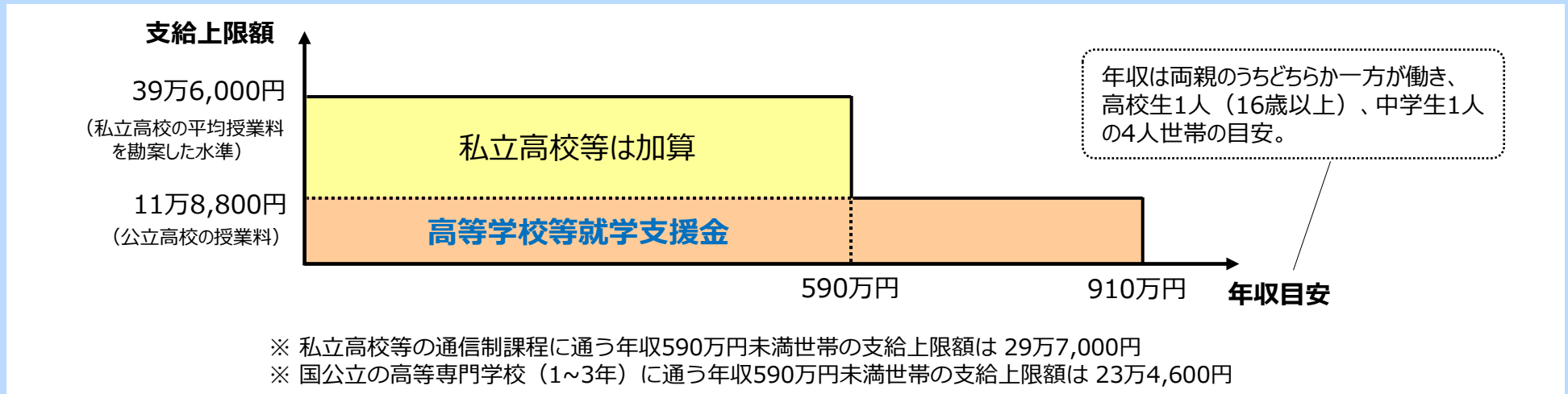


## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：平成22年度～）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施



## 対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 支援割合

国 10/10

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和6年度予算額（案） 147億円  
（前年度予算額 148億円）



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

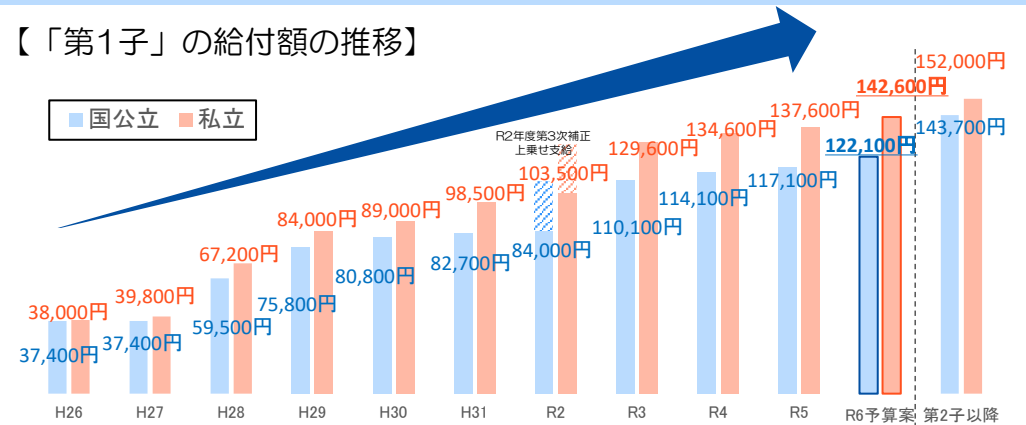
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
  - ※ 家計急変世帯については、急変後の所得の見込により判定
  - ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和6年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

【令和6年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 →122,100円（+5,000円）	137,600円 →142,600円（+5,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



## 対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）  
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

## 実施主体

都道府県

## 補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

## 補助割合

国 1/3  
都道府県 2/3

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）